

# 宗教の自由について

小 林 誠 之

人間は有意義の生活を営むために、多かれ少なかれ、自己の不断の努力を続けているのであるが、その前途には、つねに障害物が横たわっている。すなわち体力には限界があり、智力によっては、因果關係的な認識の世界のものだけが解決されるに止まる。情も意も人間生活の問題の一部を解き得るに過ぎない。人生の本義に徹し宇宙の真相を究めるためには上述のいづれによるも、なお不十分であって、体力を超越し智情意のいわゆる精神力を止揚する神秘的な力に依存するほかはないのであって、この神秘的な力を拠点としてその対象を絶対なるものに求めようとするのが宗教心または宗教生活であろう。

われわれは特定の宗教を考えると、まづ一定の教義体系や、これを信仰する集団もしくは教団組織を思い浮かべ、その各々の体系や個々の教団を一つの宗教と見なし、それらの総和が諸宗教であるように思考している。勿論それぞれに体系や組織の整理や制度化は、実際には程度の差ということになるが、それらのうちには対立關係、相反敵視、協力連合などが見られ区々として一様ではなく一つの宗教としての単位は必ずしも明確でなく甚だ困難なものもあろう。

宗教の社会生活における地位は教育上これを尊重しなければならない。という教育基本法の規定をまつまでもなく

宗教の人間生活に必要なことは何人もこれを認むべく、宗教心はひとり個人の徳性を向上させるために重要な役割を果たすのみならず、文化の發展、社会國家の興隆に貢獻するところも決して少くない。

宗教心は人間が自己の無力を肯定し絶対者を求めて信仰の対象とし、その超絶的な力に依存して人生の本義に徹し宇宙の秘奥に到達し障礙を除去し自らの精神生活を淨化し、安心立命を得んとする願望の現れであつて、人間から奪うべからざる基本的な自由であり要求でもある。

また共通の信仰に生きるものが相寄り相集つて宗團をつくり、その強烈な信仰がその宗團をして排他的傾向を強くすることもあり得ることである。かくしてそれぞれ特徴をもつた各宗各派が存在するのであるが、何を國民の信仰の基準とすべきかについては何人も能くこれを決定することは出来ないし、また他人に信仰を強要すべきでもないことは言うをまたない。

かくして近代文明諸國は概ね宗教の自由を個人の自由に委ねている。わが國においても旧憲法第二十八条に「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限りニ於テ宗教ノ自由ヲ有ス」とあり、また日本國憲法第二十条は「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特權を受け、又は政治上の權力を行使してはならない。」と規定している。ともに一般的に信教の自由を保障した規定といわれている。

日本國憲法第二十条第一項は信教の自由という語句の表現をしているが、これは表題のように宗教の自由という語句に修正することが望ましい。日本國憲法は、これに使用する語句に平易なものを選び、その表現にも平明を期したことは、法の一般化という視点からして喜ぶべきことであるが精練を欠いているところが少くない。(拙稿「法の一般化と日本國憲法の修正」山梨大学部研究報告第一七号一九六六)

蓋し、その理由は原文の *Freedom of religion is guaranteed to all* の訳文として適切でないばかりでなく、この規定は特定の宗教を信仰することの自由、宗教を信仰しないことの自由のほかに宗教活動、宗教行為の自由などを保障した規定でもあるので、これら一連の内容からしても宗教の自由、という語句に改むべきである。

思うに、日本国憲法第二十條が信教という語を使用したのは旧憲法が信教の自由という語句を使用していたため、これと令致させるという意図によるというよりは、むしろ早急のため無難作に使用してしまったというのが実情であろうか。

日本国憲法は思想、良心の自由と関連して、宗教信仰の自由を保障している。いうまでもなく、旧憲法においては信教の自由を認めるという原則に立ちながら、実際には種々の制限の下におかれていた。いまその障碍ともいうべきものについて述べると、先づ神社神道が、あたかも国教的取扱いを受け、国家皇室から特別の保護特権を附与されていたことは通く知られているところであるが、更に神宮皇学館のように神官神職の養成機関が、また神道教育のために国の教育施設が設けられ、その他一般の学校においても神道の祭事に児童、生徒を参列せしめることが多く、これに加えて一般官吏が、宮中の祭事に列し、一般国民もまた神宮神社の祭事に参加することを余儀なくされることが多く、これらの事実が憲法が規定するいわゆる信教の自由と違反するものではないかという問いに対し、当局は神社神道は宗教でないから内務省の所管に属し、宗派神道と称される神道十三派は一般宗教と同じく宗教団体法の下における宗教であるから文部省宗教局の所管としているという詭弁がその答であった。仏教、基督教その他の宗教については、こゝでは省略するが、総ての宗教が国家から一律平等に取扱われることを基盤にして、そこにはじめて宗教信仰の自由の意義が存在するのである。

昭和二十年十二月十五日付の聯合軍司令部の指令は國家と神道との分離を命ずると共に、他の一切の障礙を除去し宗教信仰の自由に対し、一律平等の國家的姿勢の確立であつた。日本國憲法第二十條の規定はこの指令により、舊憲法のそれとは全く異り完全な意味において宗教の自由を保障したものである。すなわち第二十條の規定によれば信教の自由は宗教を信仰する自由、特定の宗教的行為を行う自由、特定の宗教團體を結成する自由を包含する。ここに宗教を信仰する自由とは、ある宗教を信仰する自由、ある宗教を信仰しない自由、すべての宗教を信仰しない自由、更に従來信仰してきた宗教を変更する自由などを包摂する。これは広義における思想の自由にはかならないのであつて人間の精神的作用として法の拘束の範圍の外に屬し基本的に自由でなければならぬものであるが、時には權力的作用によつてこの内心の自由を規制し拘束することがないとはいえないのである。宗教信仰の自由の保障は、國家に對するかかる權力的作用を排除することを主張し得る權利である。

國家が國民に對して各自の信仰する宗教を發表すること、または發表しないことを命じ、あるいは特定の宗教について積極的にその宣伝を、また消極的にその不宣伝を求め、その他信仰について一定の外部的態度を要求したり、何等かの利益を与え不利益を加えることによつて特定の宗教を信仰すべく、または信仰せざるべく強制することは明らかに國民の宗教信仰の自由に對する權利の侵害である。宗教的行為を行う自由とは、礼拝、祈禱その他宗教的信仰の表白としてなされるすべての行為すなわち祝典儀式定例的、臨時的行事は、すべてここにいう宗教上の行為に包含される。國家はかかる行為をそれによつて表現される宗教の如何によつて制限したり、差別的取扱いをしたりまたは禁止したりすることができないばかりでなく、かかる宗教的行為をすべく、またはなさざることを強制したり、かかる宗教的行為に對して參加、不参加を強要することは第二十條第二項の違反である。宗教的團體を結成する自由とは、

国民が特定の宗教団体を結成すべく、または結成せざるべく命ぜられることなく、また特定の宗教団体に加入、不入を強要されない自由である。ここにいう宗教団体とは共同の信仰をもつ多数人がその宗教に関する共同目的を実現するために機関を定め、種々の団体的行動を行う組織的集団を意味する。

日本国憲法第二十条第一項は「いかなる宗教団体も国から特権を受け又は政治上の権力を行使してはならない」と規定するが、国から特権を受けてはならないとは、宗教団体相互の關係において特定の宗教団体が、また一般行政客体との關係において宗教団体が、国、地方公共団体その他の公的性格を有する団体から如何なる特殊の利益をも受けはならないということである。（日本国憲法第二十条に使用されている国という語はすべて国、地方公共団体及び公的性格を有する諸団体を包含する意に解釈しなければならない）

日本国憲法第八十九条に公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益または維持のため、これを支出したり利用に供してはならないことを規定している。ここにいう宗教上の組織 (religious institution) と宗教上の団体 (religious association) との區別については、これを明確に説明することは困難であつて、むしろ宗教上の団体という表現だけで足りるのではないか、この点についても憲法の条文が日本文としての確でないことを指摘しなければならぬ。

公金その他の公的財産を宗教上の団体に對して支出または使用することについて規制を設けたのは、国または公的団体が宗教との關係を有することを禁止するという建前を財政的に明示したものである。なお宗教団体が地方公共団体が有するような自主立法権、課税権、警察權などを有せず、いわゆる政治上の権力を行使してはならないことは当然である。

更に日本国憲法によれば国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならないのである。宗教的教育とは宗教的信仰を普及宣伝する目的で行なわれる一切の教育であつて、教育基本法、社会教育法においても制限規定を設けている。いうまでもなくこれらの制限規定は宗教の自由を保障する第二十條の主旨を明確にし宗教に対する一律平等の国家的態度を確立したものであるべきであらう。

なお付言するならば、以上は国民が真に宗教信仰及び宗教上の行為として活動することを前提とするのであつて、宗教と称しつつ、宗教に非らざるものについては、自由は保障されないものであつて、宗教であるか否か、また宗教上の行為及び宗教的活動であるか否かは専ら事実認定の問題であらう。

近頃靖国神社または靖国神社に關連して激しい論議がみられるようになったが、これについて若干私見を述べてみたい。いうまでもなく靖国神社は戦前は國家の直營による別格官幣大社として伊勢神宮と並んで国法上特殊の地位を与えられていたが、戦後は（昭和二十年十二月連合國最高司令官の指令により神社の國教的取扱いが廃止され、現在は宗教法人法第二條の規定により靖国神社も、他の神社、寺院、教会と同じく宗教団体として取扱われている）都知事の認可による宗教法人となり、祭神は幕末の志士から今次戦争に到る事変戦争において國に殉じた三百万柱を越すと称せられる靈位である。筆者のメモによれば昭和三十九年の第二回全國戦没者の追悼式を前年の第一回の追悼式、（日比谷公会堂）と異り会場を変更して靖国神社で執行した。（第三回追悼式からは日本武道館が使用されて今年に及んでいる）もちろん会場の変更については種々の事情のあつたことは、それとして靖国神社において追悼式を舉行したという事実に対して、一般國民の中にも憲法上の疑義を感じた者も少くなかつたようであるし、また革新政党和基督教団体などからも神社に対する國家保護の戦前的復活であるとして、この措置に非難が集中した。憲法上の疑義

とは、いうまでもなく第二十條のいかなる宗教団体も、国から特権を受けてはならない。国及びその機関は、いかなる宗教的活動もしてはならない。という二点の解釈との関係においてであったようである。もちろん政府は第一回追悼式を日比谷公会堂で無宗教という形式で挙行したのであったが、第二回を靖国神社に会場を変更するについては、周到な注意と配慮をしたようであるが、筆者をして言わしめるならば、国民に憲法上の疑義を懐かせ、当該神社を除く各種の宗教団体から反対を受ける必要があるかということ、この会場変更の措置が契機となって靖国神社国家護持に関連する運動が活発になることを憂慮したのであった。(今日一部の学者は伊勢神宮と靖国神社の特殊性を説き、これらを一般の宗教団体に属せしめるべきでないという説を発表しているが現在では逆説に対する異説にすぎない。)

祀愛が現実となったといえれば過剰の表現になるかも知れないが、昨今世人の耳目を集めている問題の一つに靖国神社国家護持の立法化、すなわち靖国神社法案(仮称)作成の動きと、これに反対しこれを阻止しようとする請願及びその他の反対運動がある。昨年(一九六七年)六月自由民主党の有志議員からなる遺家族議員協議会が靖国神社法案を起草し、国会提出の方針を決定してから特にこれらの問題をめぐって世上賛否両論が激化したようである。また自由民主党の憲法調査会が現在のままの靖国神社に対し国費を支出しても別に憲法第二十條及び第八十九條の違反にはならないという結論を出したことが一層論議を招いたのであった。そもそも靖国神社を国家が護持するということは靖国神社を現在の宗教法人から特殊法人に変更し、同神社が行う各種の行事及び業務に対して、その要する経費の一部または全部に国費を充当するという意味のものであるが、現在宗教法人に属している同神社を軽々に特殊法人に所屬替えをすることは、国家の宗教への介入強制であり、国費の支出と共に違憲であることは極めて明瞭である。

かかる実情の下で遺家族議員協議会や自由民主党内閣部会は憲法との関係を考慮しつつ、靖国神社法案を試案として作成したのであった。いうまでもなくこれらの試案は同神社の国家護持を合憲的に法制化しようとするものであったが、たまたま、前述のように憲法調査会が靖国神社の特殊性を強調し、法案に「靖国神社は特定の教養をもち、これを普及宣伝し、信者を教化育成するなどのいわゆる宗教的活動をすることはできない」旨を禁示してさえおけば同神社に対して国費を支出することも憲法上差支えないという見解を明らかにしたのであった。

このような動きに対して、野党からは一斉に反対が起り、宗教団体なканづく基督団体からは衆参両院に対し、同神社国家護持立法化反対の請願がなされることとなった。もちろん同法案の国会提出の見通しについては、全く予想することはできない。

筆者も国民の一人として伊勢神宮、靖国神社など特殊のものについては、他の一般神社と異った感情をもたないこともない。特に靖国神社については、その祭神が国家のためという旗の下で犠牲になった多くの人達であることを思うとき心から悲しみを感じ、その霊を慰める努力をすべきであると考え。そして、戦死者の霊を慰める最良の方法をとるべきであると思う。しかし最良の方法は、とりもなおさず靖国神社の国家護持ではない筈である。

近時政府は期待される人間像から紀元節の復活、明治百年祭、七〇年安保等々思想教育の宣伝活動を活発化し国民に対し思想的方向を統制しつつあるかのように受けとれる現在、靖国神社の国営は憲法に違反するのみならず、国家神道を復活し、戦前式の軍国主義、国家主義並びにその他のいわゆる反動政策を推進する足場をつくることとなることを危惧するものである。もちろん遺族の感情、遺族団体の要望などについても理解できないこともないが、わが国が憲法前文に明示するように戦争を放棄し重ねて戦死者をつくらず、戦争の悲劇を繰り返さずことなく、世界の平和



と繁榮に貢獻する決意のもとに不斷の努力を傾注することが戦争犠牲者の靈に報いる最良の途ではなからうか。

(一九六八、八)